



太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定

鳥取市（以下「甲」という。）とアイチューザー株式会社（以下「乙」という。）は、太陽光発電設備等の普及拡大を図る目的で実施する太陽光発電設備等共同購入事業（以下「事業」という。）について、次のとおり太陽光発電設備等共同購入事業に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関する甲及び乙の役割、有効期間等を規定することにより、本事業が円滑かつ効率的に実施されることを目的とする。

（役割等）

第2条 本事業における甲及び乙の役割は次のとおりとする。

- (1) 甲 太陽光発電設備等共同購入事業に関する広報等の支援
- (2) 乙 別紙「因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定める業務内容の実施

2 甲と乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、随時、協議を行うものとする。

（実施の条件）

第3条 乙は本事業の実施にあたり、「因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業に係る事業実施者募集要領」及び仕様書の記載内容を遵守しなければならない。



（経費負担）

第4条 第2条第1項第2号に規定する事項を実施するために必要となる経費は、乙が負担するものとする。ただし甲と協議の上決定した事項についてはこの限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲及び乙の一方から書面により協定終了の申し出がないときは、本協定と同一の条件で1年間継続することとし、以後も同様とする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から又は事業実施上知り得た情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義等の処理)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議して処理するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和6年4月22日

甲 鳥取県鳥取市幸町71番地

鳥取市

鳥取市長

深澤義彦



乙 東京都港区南麻布5丁目2番32号 興和広尾ビル8階

アイチューザー株式会社

代表取締役社長

藤井俊嗣



因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書

因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業（以下「本事業」という。）を実施するアイチューザー株式会社（以下「事業実施者」という。）は、この因幡・但馬麒麟のまち太陽光発電設備等共同購入事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）に定める事項について、適正に履行すること。

1 事業スケジュール

事業の実施時期（目安）

購入希望者の募集開始	令和6年5月9日
施工事業者の決定	令和6年6月頃
購入希望者の募集終了	令和6年9月5日
購入希望者への購入意思の確認締切	令和6年10月頃
太陽光発電設備や蓄電池（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置工事完了期限	令和7年6月頃

※資源エネルギー庁の審査等やむを得ない理由により、期限までに工事完了が困難な場合は、工事完了予定時期を鳥取市（以下「市」という。）へ報告のうえ、購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）へ説明を行うこと。

※再生可能エネルギー固定価格買取制度においては、事業実施年度中に事業計画の認定取得可能なスケジュールとすること。

2 業務内容（実施方法等については、提案に基づき協議のうえ決定する。）

（1）実施体制の構築及び統括責任者等の選任

ア 協定締結後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保すること。

イ 業務の実施にあたっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業と同等又は類似の事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。

ウ 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。

エ 施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、施工検査を行う業務責任者を選任すること。業務責任者は、その安全性、確実性を担保する必要があることから、太陽光発電設備等について専門的な知見を有する者とする。

オ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当者等の人員体制と、それぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を市へ提出すること。（任意様式）

（2）事業計画の策定

ア 協定締結後、速やかに事業計画を策定し、市の了解を得ること。

イ 事業計画へは、「1 事業スケジュール」及び次の（3）から（10）の業務内容について実効性のある内容を具体的に示すこととし、事業計画書を市へ提出すること。（任意様式）

ウ 市場調査及び市場分析の結果、市と協議のうえ、必要に応じて事業計画書を修正し、市へ提出すること。

(3) 購入希望者へのプラン作成及び見積書の提出について

ア 購入希望者へ提供するプランは、「太陽光発電設備」、「太陽光発電設備及び蓄電池」及び「蓄電池」とし、太陽光発電設備及び蓄電池の種類、性能等を示したプランを作成すること。

<太陽光発電設備プラン内容>

- ・太陽光モジュールの公称最大出力合計値、またはパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれかが10kW未満のもの。
- ・太陽光発電設備の設置箇所等については、屋根への設置とし、コストアップにならないシステム構築とすること。
- ・鳥取市、若桜町及び新温泉町（以下「市町」という。）の住宅事情等を考慮の上、決定すること。

<蓄電池設備プラン内容>

- ・1kWh以上、17kWh未満のもの。
- ・容量は、購入希望者の需要に合わせられるよう複数の容量帯とし、パワーコンディショナは、単機能及びハイブリッドタイプのもの。（既存太陽光パネルにおいて、ハイブリッドタイプのパワーコンディショナに取り換える場合は、既存太陽光パネルに影響を与えないよう逆流防止措置等を考慮すること。）
- ・単機能タイプとする場合は、停電時において太陽光発電設備から充電可能なもの。

イ 購入希望者の屋根の情報により作成した概算見積書を購入希望者へ提出し、個別の見積書の作成を希望するか確認すること。なお、概算見積書の提出の際は、購入希望者が一般的な料金プランと比較して、容易に判断できるよう配慮すること。

ウ 購入希望者が、個別に見積書の作成を希望した場合、その時に初めて購入希望者の全情報を施工事業者へ提供できるものとし、施工事業者は調査を行い、購入希望者へ個別の見積書を提出する。

エ 個別の見積書の提出にあたり、契約内容等について、施工事業者は十分に情報提供を行い、購入希望者の最終的な購入意思の確認をすること。

オ 購入者と施工事業者との間で、契約が円滑に行われるように必要なサポートをおこなうこと。

カ 協定締結後、各プランについては市町と協議のうえ、最終決定すること。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア 購入希望者は、原則として市町の区域内で住宅等に太陽光発電設備及び蓄電池を設置する者とし、購入希望者を対象とした効果的な広告宣伝を行うこと。

イ 広告宣伝の内容については、市と協議して定めるものとする。また、市町の名称等を用いる場合は、その都度、事前に対象となる市町の詳細を得ること。

ウ 市町が有する広告媒体を活用し、市町が実施する広報において、広報用の資料等を提供し、協力すること。

エ マスコミ等の取材申し込みがあった場合は、原則として事前に該当する市町の詳細を得ること。

オ 購入希望者の募集については、2か月以上の期間行うこと。

カ 購入希望者の募集期間中に、市町の住民に対しての説明会を実施すること。

(5) ホームページの構築及び運営

ア 本事業に係る総合サイト（以下「ホームページ」という。）の構築、運用、メンテナンスを行う

こと。

イ ホームページを使用して購入希望者及び施工事業者の受付を行うこと。

ウ ホームページの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講じること。

(6) 施工事業者

ア あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、施工事業者を募集すること。

なお、事業実施者及び事業実施者と資本関係又は人的関係にある事業者は、施工事業者として入札に参加できないものとする。

イ 入札参加要件の詳細については、市と協議のうえ、決定すること。

なお、施工業者の選定にあたっては、市町の区域内に事業所を置く事業者が参加できるように努めること。

ウ 入札参加要件を満たした施工事業者により入札を行い、最も適当な入札を行った事業者を施工事業者として選定すること。

エ 入札価格については、施工費及びその他諸経費を含む工事に係る一切の費用とし、電力会社に対する接続契約申請、再生可能エネルギー固定価格買取制度の事業計画認定申請及び市町の助成制度申請代行等に係る費用を含むものとする。

オ 施工事業者選定の入札参加要件には、次の内容を含める。

- ① 経営実績が健全であること。
- ② 契約履行能力が十分であること。
- ③ 施工瑕疵責任に関する保険に加入していること。（生産物賠償責任保険等）
- ④ 施工に関する損害への保険に加入していること。（工事保険等）
- ⑤ 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と社会的に非難されるべき関係を有しているものでないこと。
- ⑥ 関係法令を遵守すること。

カ 施工事業者選定の入札結果は、速やかに市へ報告し、公表すること。

キ 事業実施者は施工事業者との間で、本事業を遂行するために次の事項を定めた契約を締結すること。

- ① 設置工事完了期限について
- ② 個人情報保護について
- ③ 関係法令の遵守について
- ④ 事業実施者と施工事業者間の責任の区分

ク 本事業において、太陽光発電設備及び蓄電池の施工に直接あたる事業者は、建設業許可における電気工事業の許可を取得していること。

ケ 施工に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、施工事業者が誠意をもって対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、速やかに事業実施者へ報告することとし、必要に応じて、事業実施者と連携して対応すること。

(7) 問合せ対応

ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運

用を行うこと。

イ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。

エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。

オ 市町に対して問合せ及び苦情があった場合は、速やかにコールセンターへ対応を引き継ぐこととする。

カ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、市へ報告すること。なお、緊急性が高いと判断されるものについては、速やかに関係する市町へ報告すること。

(8) 太陽光発電設備及び蓄電池の施工検査

ア 太陽光発電設備及び蓄電池を安全かつ確実に設置するため、施工事業者が行う設置業務に対して、その施工状況を確認し、必要に応じて指導及び是正を行うこと。

イ 施工事業者の工事について、第三者機関により施工中及び施工後の検査を行うこと。ただし、検査は抽出検査とし、施工件数の施工中2%、施工後2%以上実施すること。

ウ 第三者機関は次の要件を満たすこと。

① 太陽光発電設備及び蓄電池について、点検及び検査業務を行っていること。

② 施工事業者と利害関係にないこと。

③ 検査実施者は建設業法における電気設備に関する主任技術者の資格を有する者を配置すること。

(9) アンケート調査

ア 購入希望者等を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケート回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケート内容については、市と協議のうえ、決定すること。

ウ アンケートの分析結果は、個人を特定できない形で市に提供すること。

(10) 本事業の収益

事業実施者の収益は施工事業者から得る契約件数や契約容量に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は施工事業者が本事業に参加したことで減額できたと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

3 事業報告及び点検

事業実施者は、事業終了後1か月以内に、以下に掲げる報告書類を市に提出するとともに、内容について点検を受けなければならない。

(1) 実績報告書

(2) チラシ等広告宣伝に係る作成物及びその電子データ

(3) アンケート等の集計結果

(4) その他、市が必要と認める資料

4 その他

(1) 事業実施者は、本事業の実施にあたり、個人情報保護に関する法律及び個人情報保護条例等を遵守しなければならない。

- (2) 事業成果物に係る全ての著作権は、市町に帰属するものとする。
- (3) 事業成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物(以下「既存著作物」という。)の著作権は、個々の著作者に帰属するものとする。
- (4) 納入される事業成果物に既存著作権が含まれる場合は、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続きを行うものとする。
- (5) 事業実施者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (6) 事業実施者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて適切に対処すること。なお、本事業の実施に際し、事業実施者の責めに帰すべき事由により市町、施工事業者又は購入希望者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (7) 仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、市と協議のうえ、業務を進めることとする。